

自己負担上限月額に係る同意書 兼 申告書

令和 年 月 日

岐阜市長 様

申請者氏名（未成年の場合は保護者氏名 ※1）	住所
	岐阜市 （令和____年1月1日時点の住民票地） □上記と同じ（※異なる場合は下記に記載）

※1 保護者が複数ある場合は、それぞれ提出すること（非課税世帯の場合のみ）

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号。以下「法」という。）の自立支援医療の支給認定申請にあたり、生活保護の受給状況、所得及び課税の状況、加入医療保険及び医療保険世帯の確認に関する事項、その他認定に必要となる事項を岐阜市が調査することについて同意します。

同一医療保険 加入者氏名 ※2	生年月日	受診者との 関係	基準日現在の住所 （基準日：令和____年1月1日） その他の場合は市町村名を記載	※職員記入 保険確認方法
	大・昭・平・令 年 月 日	本人	☐ 岐阜市内 ☐ その他（ ）	☐ 添付書類あり ☐ マイナ連携 ※保険者記入必須
フリガナ	大・昭・平・令 年 月 日		☐ 岐阜市内 ☐ その他（ ）	☐ 添付書類あり ☐ マイナ連携 ※保険者記入必須
フリガナ	大・昭・平・令 年 月 日		☐ 岐阜市内 ☐ その他（ ）	☐ 添付書類あり ☐ マイナ連携 ※保険者記入必須
フリガナ	大・昭・平・令 年 月 日		☐ 岐阜市内 ☐ その他（ ）	☐ 添付書類あり ☐ マイナ連携 ※保険者記入必須

※2 受診者本人と同じ医療保険（被用者保険については被保険者と患者本人、国民健康保険・後期高齢・国民健康保険組合については加入している方全員）の氏名を記入してください。住民票が世帯であっても、同一保険に加入されている方については必ず記入してください。

非課税世帯の場合

（2）市町村民税非課税者であることを申告します。また、自立支援医療費（精神通院医療）に係る自己負担上限月額に係る所得区分について、

☐ 厚生労働省令で定める給付（国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金等）の金額、公的年金等の収入額及び合計所得金額の合算が80万9千円以下と確認できた場合は「低所得1（※3）」になり、80万9千円を超えた場合には「低所得2」になることに同意します。

また、令和____年中の厚生労働省令で定める給付の金額が____円であることを申告します。

※3 厚生労働省令で定める給付の金額が分かる書類を添付してください。（令和____年中の全ての給付分）

（例）年金振込通知書、年金が振り込まれている通帳等

☐ 令和____年中の厚生労働省令で定める給付の金額が80万9千円を超えるため、「低所得2」になることに同意します。

☐ 令和____年中の厚生労働省令で定める給付の金額が分からない、または分かる書類がないため、「低所得2」になることに同意します。

《参考》自立支援医療費（精神通院医療）に係る自己負担上限月額

所得区分	所得区分の基準		上限月額
低所得1	市町村民税非課税 （世帯）	収入の合計金額80万9千円以下	2,500円
低所得2		収入の合計金額80万9千円超	5,000円

*職員使用欄 職員名：	①年金収入額（老齢） _____ 円	<厚生労働省令で定める給付の金額>+①+②が ☐ 低所得1（80万9千円以下） ☐ 低所得2（80万9千円超）
	②合計所得金額 _____ 円	

国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金、その他の厚生労働省令で定める給付

- 一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「昭和六十年法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金
- 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金
- 三 船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金
- 四 国家公務員共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 五 地方公務員等共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 六 私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金
- 七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金、同条第六項に規定する移行農林年金のうち障害年金並びに同法附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの
- 八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）に基づく特別障害給付金
- 九 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付及び障害給付
- 十 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償
- 十一 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの
- 十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当